

答 申

第1 当審査会の結論

岐阜市消防長（以下「実施機関」という。）が行った令和2年11月5日付け岐阜市消中第148号による保有個人情報開示請求に対する一部承諾決定の処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨及びその理由の要旨は、審査請求書によれば、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

救急活動記録票の同乗者の警察官の氏名を開示しないという決定を取り消すという裁決を求める。

2 審査請求の理由の要旨

警察の方に聞いたら答えると言っている事を警察に記録がないので誰かわからず、文書で出してもらおうと消えるし、6条の口にもあたっていない為。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明及びその理由の要旨は、弁明書によれば、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明の理由の要旨

(1) 法令等の定め

ア 岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第17条第1項第5号イでは、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなものについては、保有個人情報の開示を拒むことができる旨規定されている。

イ 岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）第6条第1号ロ及び岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）第14条第2号ロでは、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名に関する情報を非公開情報又は非開示情報から除外しているが、その例外として、『警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。）のうち公開又は開示することにより当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがあるものとして「公安委員会規則で定める職員」の氏名に関する情報』については、非公開情報又は非開示情報としている。

そして、この「公安委員会規則で定める職員」は、岐阜県情報公開

条例第6条第1号ロに規定する警察職員に関する規則（平成14年岐阜県公安委員会規則第4号）及び岐阜県個人情報保護条例第14条第2号ロに規定する警察職員に関する規則（平成18年岐阜県公安委員会規則第4号）において、次に掲げる者とされている。

(ア) 警察法第62条に規定する警部補以下の階級にある警察官

(イ) 警察法第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員（警察官を除く。）のうち前号に掲げる者に相当するもの

(2) 本件処分に係るあてはめ

ア 救急活動記録票は、救急活動を行った際の活動記録、事故概要、傷病者の状況等が記載されている。

イ 救急活動記録票に記載されている同乗者の警察官は、処分庁が確認したところ、巡査長の階級にある警察官であり、警察法第62条に規定する警部補以下の階級にある警察官であることから、(1)イに記載のとおり、『警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。）のうち公開又は開示することにより当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがあるものとして「公安委員会規則で定める職員」の氏名に関する情報』に該当する。よって、当該警察官の氏名は、岐阜県に対し岐阜県情報公開条例による公開請求又は岐阜県個人情報保護条例による開示請求があったときは、非公開情報又は非開示情報として取り扱われることとなる。

ウ このような状況において、処分庁（本市）が本件処分に係る警察官の氏名を開示してしまうと、岐阜県警察との信頼関係を損なうこととなり、今後の救急活動において協力を得られなくなる等事務の適切な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかである。

エ したがって、救急活動記録票中の警察官の氏名は、条例第17条第1項第5号イの規定に該当するため、これを開示しないという決定をした。

オ よって、本件処分に違法又は不当な点はない。

第4 当審査会の判断

1 条例の仕組み

本件は、岐阜市情報公開条例に係る事案ではなく、岐阜市個人情報保護条例に係る事案である。この条例によれば、実施機関が保有する保有個人情報とは原則として本人に対して開示すべきであるが（条例第14条第1項）、条例が定める不開示事由に該当する場合には、実施機関は当該保有個人情報の開示を拒むことができる（条例第17条第1項）。

2 条例第17条第1項第5号の該当性

(1) 条例第17条第1項第5号イでは、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある

ることが明らかなものについては、保有個人情報の開示を拒むことができる旨規定されている。

- (2) 救急活動においては、事故及び事件が生じた際に、警察職員が関係者及び救急隊員の身を守り、救急現場の安全を確保するという観点から、警察職員の協力が必要不可欠である。一般に、一定の警察職員の氏名については、これを開示すると、その職務の特殊性から、当該警察職員又はその家族に危害が加えられる恐れが認められる。そのため、警察職員の氏名を開示することにすれば、そのような危険を回避しようとする警察が救急活動への協力を躊躇するようになり、救急活動の際に警察職員による必要かつ十分な協力を得られなくなるおそれがある。したがって、本件においても警察職員の氏名を開示することにすれば、市の救急活動の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じることは明らかである。
- (3) なお、本件における警察職員の氏名については、岐阜県情報公開条例第6条第1号ロ及び岐阜県個人情報保護条例第14条第2号ロに規定する警察職員のうち公安委員会規則で定める職員の氏名に関する情報として非公開情報又は非開示情報に該当する。そのため岐阜市個人情報保護条例上、警察職員の氏名が非開示情報に該当するという上記の判断は、岐阜県の情報公開法制度及び個人情報保護法制度とも整合する。
- (4) 以上より、本件における警察職員の氏名を条例第17条第5号イに該当する情報であるとした実施機関の決定は妥当である。

3 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会までの審査経緯等

令和2年	10月23日	審査請求人による保有個人情報開示請求
	11月 5日	実施機関による一部承諾決定
	11月16日	審査請求人による審査請求
	12月 4日	実施機関による弁明
令和3年	2月 1日	実施機関による諮問
	3月19日	審査会の審議
	4月16日	審査会の審議及び答申

岐阜市情報公開・個人情報保護審査会

会長	土 田 伸 也
委員	松 久 高 利
	寺 本 和佳子
	三 谷 晋
	南 圭 一